

吸收分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条並びに
会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

株式会社 RS Technologies
株式会社 RS Technologies 分割準備会社

令和 7 年 3 月 13 日

株式会社 RS Technologies と
株式会社 RS Technologies 分割準備会社との吸収分割に係る事前開示書面

東京都品川区大井一丁目 47 番 1 号
(甲) 株式会社 RS Technologies
代表取締役 方 永義

東京都品川区大井一丁目 47 番 1 号
(乙) 株式会社 RS Technologies 分割準備会社
代表取締役 方 永義

甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）を令和 7 年 1 月 31 日に締結しました（以下本件分割契約に基づく吸収分割を「本分割」といいます。）。下記のとおり会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項を記載した書面を備え置きました。

1. 分割契約の内容

本件分割契約の内容は、別添 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の吸収分割であるため、分割対価の交付は行いません。また、本分割により、乙において資本金及び資本準備金の増額はありません。

3. 効力発生日に剩余金の配当等として承継会社の株式を分割会社の株主に交付する旨の決議（決議がなされた場合）に関する事項

現在において該当する決議はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当はありません。

5. 計算書類等に関する事項

甲の最終事業年度の末日（令和 6 年 12 月 31 日）における貸借対照表及び乙の設立の日（令和 7 年 1 月 15 日）における貸借対照表は、別添 2 のとおりです。

6. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は設立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等に関する事項

該当はありません。

7. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は設立の日）後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 甲の最終事業年度の末日（令和 6 年 12 月 31 日）後に生じた会社財産の状況に重要な影

影響を与える事象

該当はありません。

- (2) 乙の設立の日（令和 7 年 1 月 15 日）後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当はありません。

8. 債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割効力発生日後の甲及び乙による債務の履行の見込みに関する事項は、別添 3 のとおりです。

以上

別添1

分割契約の内容

吸收分割契約書

株式会社 R S T e c h n o l o g i e s (以下「甲」という。) と株式会社 R S T e c h n o l o g i e s 分割準備会社 (以下「乙」という。) は、甲の本事業 (第 1 条に定義する。) を乙が承継する吸收分割 (以下「本分割」という。) に関し、以下のとおり吸收分割契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第 1 条 (目的及び分割の形式)

1. 甲は、本契約の定めに従い、吸收分割の方法により、甲が営むシリコンウェーハ再生加工事業及び機械販売事業 (以下「本事業」という。) に関する有する、第 2 条第 1 項に記載する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本分割に係る吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

甲 : 吸收分割会社

商号 株式会社 R S T e c h n o l o g i e s

住所 東京都品川区大井一丁目 47 番 1 号

乙 : 吸收分割承継会社

商号 株式会社 R S T e c h n o l o g i e s 分割準備会社

住所 東京都品川区大井一丁目 47 番 1 号

第 2 条 (承継する権利義務)

1. 甲は、本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務 (その内容は、別紙 1 「承継権利義務明細表」に定める。以下「承継対象権利義務」という。) を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。なお、権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、効力発生日までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継するものとする。また、別紙 1 「承継権利義務明細表」に記載の承継対象権利義務のうち、本分割の効力による権利義務の移転が生じないものがある場合、甲及び乙は、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行い、当該手続の完了をもって当該権利義務を移転する。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき (会社法第 759 条第 2 項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。) は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第 3 条 (分割対価の交付及びその割当)

本分割による株式、金銭その他財産の割当て及び交付は行わない。

第4条 (効力発生日)

本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。但し、本分割の手続進行上の必要性その他の事情により効力発生日を変更する必要が生じた場合は、甲乙間で協議の上、書面による合意によりこれを変更することができる。

第5条 (分割承認決議等)

- 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割について必要な事項について、株主総会の決議による承認を求める。
- 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく、本分割を行う。
- 甲及び乙は、債権者保護手続その他関係法令により必要となる手続を適切な時期において行う。

第6条 (善管注意義務)

甲は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の管理運営を行う。

第7条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第8条 (分割条件の変更等)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本事業又は甲若しくは乙の資産、負債若しくは経営状況に、本契約に規定する本分割の条件に重大な影響を与え又は本分割の実行を妨げるような重大な変動が生じたときは、甲乙協議し合意の上本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (本契約の効力)

2026年1月1日までに、関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲及び乙は相手方に通知して本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定めるもの他、本分割に関し必要な事項は、甲乙協議し合意の上決定する。

<以下余白>

以上の合意の証として、本契約書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2025年1月31日

甲： 東京都品川区大井一丁目47番1号
株式会社RS Technologies
代表取締役 方 永義



乙： 東京都品川区大井一丁目47番1号
株式会社RS Technologies分割準備会社
代表取締役 方 永義



れに付随する権利義務に関する負債、並びに別途甲乙間で合意しその事実を書面により明確にした負債を除く。

承継権利義務明細表

効力発生日において乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債については、2024年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本事業に関する以下の資産。

但し、下記「3. 承継する雇用契約」及び「4. 承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する資産、並びに別途甲乙間で合意しその事実を書面により明確にした資産を除く。

(1) 流動資産

効力発生日における本事業に係る以下の流動資産（定期預金、関係会社短期貸付金、未収利息、未収入金、預け金、未収還付消費税等を除く。）

現金預金、電子記録債権、売掛金、製品、仕掛品、貯蔵品、原材料、補助材料、商品、前渡金、前払費用、立替金等

(2) 有形固定資産

効力発生日における本事業に係る以下の有形固定資産

建物、建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、リース資産、土地、建設仮勘定等

(3) 無形固定資産

効力発生日における本事業に係る以下の無形固定資産（特許権を除く。）

ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定等

(4) 投資等

効力発生日における本事業に係る以下の投資等

敷金、預託金、保険積立金、敷金差入保証金等

2. 承継する負債

本事業に関する以下の負債。

但し、下記「3. 承継する雇用契約」及び「4. 承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそ

(1) 流動負債

効力発生日における本事業に係る以下の流動負債（1年内返済予定長期借入金、短期借入金及び関係会社短期借入金、未払利息、未払法人税等、未払金（個人関係）及び未払配当金を除く。）

買掛金、短期リース債務、未払金、預り金、仮受金、賞与引当金、未払費用、契約負債等

(2) 固定負債

効力発生日における本事業に係る以下の固定負債（長期借入金を除く。）

長期リース債務等

3. 承継する雇用契約

甲において本事業に主として従事しているすべての労働者に係る雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

但し、別途甲乙間で合意し、その事実を書面により明確にした者との間の雇用契約に関するものを除く。

4. 承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（雇用契約を除く。）

本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。但し、契約上移転ができないもの、及び別途甲乙間で合意しその事実を書面により明確にしたものとしを除く。



別添 2

最終事業年度（最終事業年度がない場合は会社の成立の日）に係る計算書類等

A. 甲（株式会社 RS Technologies）

甲の最終事業年度に係る計算書類等については、甲の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://www.rs-tec.jp/ir/stock/meeting/>

B. 乙（株式会社 RS Technologies 分割準備会社）

会社成立の日（2025 年 1 月 15 日）における乙の貸借対照表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 流動資産 現預金	90	(純資産の部) 株主資本 資本金 資本準備金	90 0
資産合計	90	負債・純資産合計	90

別添3

債務の履行の見込みに関する事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条第 7 号並びに
会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 6 号に定める事項)

東京都品川区大井一丁目 47 番 1 号

(甲) 株式会社 RS Technologies
代表取締役 方 永義

東京都品川区大井一丁目 47 番 1 号

(乙) 株式会社 RS Technologies 分割準備会社
代表取締役 方 永義

上記会社は、2025 年 1 月 31 日付分割契約書に基づき、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として本分割を行うことにいたしました。会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条第 7 号並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 6 号に定める本分割後に甲及び乙の負担する債務の履行の見込みに関する事項については、以下のとおりです。

1. 甲の 2024 年 12 月 31 日時点の貸借対照表における資産の額は金 44,854,362 千円、負債の額は金 13,995,387 千円、純資産の額は金 30,858,974 千円です。甲における、同日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません（上記 7.(1)を参照）。
2. 乙の 2025 年 1 月 15 日時点の貸借対照表における資産の額は金 90 百万円、負債の額は金 0 円、純資産の額は金 90 百万円です。乙における、同日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません（上記 7.(2)を参照）。
3. 本分割により、甲が乙に対して移転する資産の額は金 15,128 百万円、負債の額は金 3,066 百万円となる見込みです。
なお、上記の金額は、2024 年 9 月 30 日現在の甲の貸借対照表及び乙の設立時における貸借対照表を基準として算出しているため、実際の金額は上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。
4. 以上を前提として、今後本分割の効力発生日までに予測される甲及び乙の資産及び負債の額の変動、並びに本分割により、乙が甲から承継する予定の資産及び負債の額を考慮しても、本分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
5. 甲及び乙の今後の収益見込みに照らしても、本分割の効力発生日以後における甲の債務の履行に支障を来すような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在のところ予想されていません。
6. よって、本分割の効力発生日以後において甲及び乙の負担する債務については、両者ともに履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上